

## よくあるご質問

No.	質問	回答
1	物件の購入費用は対象となりますか？	助成金の対象となります。ただし、事業採択から遡っての購入資金は対象外となります。ただし、事業終了後、シングルマザー専用ハウスとして事業を継続していくものに限ります。
2	賃貸物件で施設運用を行おうと考えていますが、助成金の対象になるものはありますか？	物件の賃料・礼金・仲介手数料・保険料などが助成の対象となります。敷金（償還されるものを含む）は助成金の対象外となります。
3	施設の一部をシングルマザー向けハウスにしようと考えていますが、可能ですか？	他の施設とシングルマザー専用ハウスの併設は可能ですが、使用割合の過半以上はシングルマザー専用ハウスとして運用をいただく必要があります。他施設併用でのシングルマザー支援がしっかりと行える出口戦略が必要となります。また、併用する施設の用途にもよりますので、詳しくは地区別窓口へお問い合わせ下さい。
4	団体を立ち上げて、間もないので提出資料がすべて揃いません。どうすれば良いですか？	決算書等の必要書類が提出できない場合、提出可能な範囲での提出。また、それに代わる書類の提出を別途依頼させていただく場合があります。
5	協議会を立ち上げて申請は可能ですか。	可能です。一団体ではハード・ソフト両面のサポートが困難なことが多いです。多くの関連団体と連携して事業運営をお願い致します。ただし、コンプライアンス・ガバナンス体制が整っていることが要件となりますので、強固な体制構築をお願い致します。
6	団体の事務所を兼用して、休眠事業を行いたいのですが可能ですか？	管理的経費として使用可能です。ただし、使用の割合に応じて、按分した家賃額のみの助成となります。
7	今は空き家ではないが、1年後に空き家になる物件があります。その物件で事業実施は可能ですか。	不可です。採択後、速やかに事業が開始できる物件の選定をお願い致します。

## よくあるご質問

No.	質問	回答
8	入居するひとり親世帯の数に規定はありますか？	規定はございません。
9	運用する物件の固定資産税は助成の対象となりますか？	固定資産税も助成の対象となります。
10	申請団体に要件はありますか？	法人格を有していなくても、ひとり親世帯のサポート体制が整っていれば問題ありません。
11	申請完了までに事業の対象となる物件を選定していないといけませんか？	採択後、対象となる物件がなくなり事業実施不可にならないようご注意ください。申請までに物件候補が複数ある場合は複数物件での申請も可能です。
12	旧耐震基準や建築基準法に則っていない建物も対象になりますか？	対象となりますが、施工完了後の物件が「新耐震基準に準ずる耐震性能を改修後に有すること」を条件とします。
13	ひとり親のシェルター的な使用も専用ハウスに含まれますか？	含みます。